

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会  
表 彰 規 程

平成20年4月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉事業について功労のあった個人、団体及び社会福祉活動に協力した功績顕著な個人、団体及び企業を表彰し、その功績を讃え、もって社会福祉の進展に資することを目的とする。

(顕彰の方法)

第2条 顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることによって行う。ただし金品を併せて贈ることができる。

(表 彰)

第3条 表彰は、その活動が優秀で他の範とするに足ると認められるもので、次の各号の1に該当するものについて行う。

- (1) 民生委員・児童委員（退職者を含む）9年以上勤続し、特に功績顕著な者。
- (2) 社会福祉施設及び団体の役員で10年以上勤続し、特に功績顕著な者。
- (3) 社会福祉施設及び団体の職員で20年以上勤続し、特に功績顕著な者。
- (4) その他社会福祉に対し、特に功績顕著で他の模範とするに足りる個人及び団体、企業。

2 勤続年数は4月1日現在とする。ただし、上記（1）については民生委員・児童委員の改選年に限り、11月30日とする。

(感 謝)

第4条 会長が感謝の意を表すものは、社会福祉活動に積極的に協力援助して、その功績顕著な個人及び団体、企業とする。

(顕彰の時期)

第5条 顕彰は、**村上地域**社会福祉大会で行う。ただし必要があるときは、適宜に行うことができる。

(**顕彰審査会**)

第6条 顕彰該当者を審査し、適格者を決定するための顕彰審査会を置く。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

- 1 勤続年数4月1日とする。ただし、民生委員・児童委員の改選年においては、この限りでない。

附 則（令和4年3月11日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日）

この規程は、令和5年9月19日から施行する。